

別表第1(第3条関係)
身体障がい児・者、知的障がい児・者、難病患者の日常生活用具

種目	用具名	障がい及び程度	性能等	耐用年数	基準額(税込)	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下記の①～③のいずれかに該当する障がい者で、必要と認められる者。 ①下肢機能障がい2級以上の者。 ②体幹機能障がい2級以上の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	¥160,000	
	特殊マット	下記の①～④のいずれかに該当する者で、常時介護を要する者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①下肢機能障がい1級の障がい者。下肢機能障がい2級以上の障がい児。 ②体幹機能障がい1級の障がい者。体幹機能障がい2級以上の障がい児。 ③療育手帳A判定の者。 ④指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	¥19,600	
	特殊尿器	下記の①～③のいずれかに該当する者で、常時介護を要する者。ただし、障がい児の場合は原則学齢児以上の者。 ①下肢機能障がい1級の者。 ②体幹機能障がい1級の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	¥67,000	
	入浴担架	下記の①、②のいずれかに該当するもので、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①下肢機能障がい2級以上の者。 ②体幹機能障がい2級以上の者。	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装着により入浴させるもの。	5年	¥82,400	
	体位変換器	下記の①～③のいずれかに該当するもので、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①下肢機能障がい2級以上の者。 ②体幹機能障がい2級以上の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	介助者が障がい児・者、難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	¥15,000	
	移動用リフト	下記の①～③のいずれかに該当するもので、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。 ①下肢機能障がい2級以上の者。 ②体幹機能障がい2級以上の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	介護者が障がい児・者又は難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	¥159,000	
	訓練いす	下記の①、②のいずれかに該当する障がい児で、必要と認められる者。ただし、原則3歳以上の者。 ①下肢機能障がい2級以上の者。 ②体幹機能障がい2級以上の者。	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	¥33,100	
	訓練用ペット	下記の①～③のいずれかに該当する障がい児で、必要と認められる者。ただし、原則学齢児以上の者。 ①下肢機能障がい2級以上の者。 ②体幹機能障がい2級以上の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	¥159,200	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下記の①～③のいずれかに該当する者で、入浴に介助を必要とする者。ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。 ①下肢機能に障がいがある者。 ②体幹機能に障がいがある者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	¥90,000	
	便器	手すりなし	下記の①～③のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①下肢機能障がい2級以上の者。 ②体幹機能障がい2級以上の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	障がい児・者、難病患者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	¥4,450
		手すり付き	③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	③指定難病患者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	¥9,800
	つえ(T字状、棒状)	下記の①～③のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。 ①平衡機能に障がいがある者。 ②下肢機能に障がいがある者。 ③体幹機能に障がいがある者。	障がい児・者の歩行を支援し、安全に使用し得るもの。	3年	¥4,700	
	移動・移乗支援用具	下記の①～④のいずれかに該当する者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。 ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。 ①平衡機能に障がいがある者。 ②下肢機能に障がいがある者。 ③体幹機能に障がいがある者。 ④指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい児・者又は難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	¥60,000	
	頭部保護帽	プラスチックなし	下記の①～④のいずれかに該当する者で、脳性麻痺や失調症、てんかんの発作等で頻繁に転倒する者。 ①平衡機能に障がいがある者。 ②下肢機能に障がいがある者。 ③体幹機能に障がいがある者。 ④療育手帳A判定の者。	転倒の際に頭部を保護する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	3年	¥15,000
		プラスチックあり	④療育手帳A判定の者。	④療育手帳A判定の者が容易に使用し得るもの。	3年	¥30,000
	特殊便器	下記の①～③のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①上肢障がい2級以上の者。 ②療育手帳A判定の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	容易に操作可能な押しボタン等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	¥151,200	
	火災警報器	下記の①、②のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。 ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 ①障がい等級2級以上の者。 ②療育手帳A判定の者。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	¥15,500	
	自動消火器	下記の①～③のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。 ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 ①障がい等級2級以上の者。 ②療育手帳A判定の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	¥28,700	
	電磁調理器	指覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。ただし、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	指覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	¥41,000	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	指覚障がい2級以上の者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。	指覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	10年	¥7,000	
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。ただし、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	¥87,400		
透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。 ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	¥51,500		
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	下記の①、②のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいがある者。 ②指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	障がい児・者又は難病患者が容易に使用し得るもの。	5年	¥36,000	
	電気式たん吸引器	下記の①、②のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいがある者。 ②指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	障がい児・者又は難病患者が容易に使用し得るもの。	5年	¥56,400	
	吸入器-吸引器両用器	②指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	障がい児・者又は難病患者が容易に使用し得るもの。	5年	¥71,000	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者で、必要と認められる者。	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	¥17,000	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の者で、必要と認められる者。 ただし、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年	¥10,000	
	盲人用体重計(音声式)	視覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。 ただし、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	¥18,000	
	盲人用血圧計(音声式)	視覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。 ただし、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	¥15,000	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	下記の①～③のいずれかに該当する者で、人工呼吸器の装着が必要と認められる者。 ①呼吸器機能障がい3級以上を有する者。 ②障がいがある者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。 ③指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	呼吸状態のモニタリングができる機能を有し、本人又はその介護者が容易に使用し得るもの。	6年	¥157,500	
	医療機器用バッテリー(発電機を含む)	下記の①～③のいずれかに該当する者で、人工呼吸器及びネブライザー、電気式たん吸引器、吸入器-吸引器両用器を使用している者。 ①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいがある者。 ②指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年	¥36,000	
		③指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	¥36,000	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	下記の①～③のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①音声機能障がいがある者。 ②言語機能障がいがある者。 ③肢体に障がいがある者で、発声・発語に著しい障がいがある者。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年	¥98,800	
	情報・通信支援用具	下記の①、②のいずれかに該当する者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①上肢機能障がいがある者。 ②視覚障がいがある者。	パーソナルコンピュータを使用する際に、障がいがあることにより必要となる周辺機器及びアプリケーションソフト。	5年	¥100,000	
	点字ディスプレイ	標準型	視覚障がい2級以上及び聴覚障がい2級以上の重度重複障がい者で、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	¥383,500
		携帯型	視覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。	紙押さえのついた板に点字のある定規がついているもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	7年 5年	¥10,400 ¥7,200
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者で、必要と認められる者。 ただし、本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者。	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年	¥63,100	
	視覚障がい者用ポータブルコーダー	録音再生	視覚障がい2級以上の者で、必要と認められる者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年	¥85,000
		再生	③指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	③指定難病患者が容易に使用し得るもの。	6年	¥35,000
	視覚障がい者用活字読上げ装置	視覚障がい2級以上の者で、必要と認められる者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年	¥99,800	
	視覚障がい者用読書器	視覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	8年	¥198,000	
	盲人用時計	触読	視覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。 ただし、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	¥12,000
		音声	③指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	③指定難病患者が容易に使用し得るもの。	10年	¥15,500
	聴覚障がい者用通信装置(FAX)	下記の①～③のいずれかに該当する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。 ①聴覚障がいがある者。 ②音声機能障がいがある者。 ③言語機能障がいがある者。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用できるもの。	5年	¥35,000	
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年	¥88,900	
	人工喉頭	笛式	喉頭を摘出した障がいがある者で、本装置により発声が可能になる者。 ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	4年	¥8,400
		電動式	③指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	③指定難病患者が容易に使用し得るもの。	5年	¥72,300
埋込型人工鼻	③指定難病患者で、医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	③指定難病患者が容易に使用し得るもの。	4カ月	¥44,100		
盲人用点字図書	視覚障がい2級以上の障がい者で、主に、点字によって情報の入手を行っている者。	点字により作成された図書。別途要綱あり。	-	-		
支援排泄管理用具	ストマ用具	消化器系(着脱袋等)	直腸機能障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。	1カ月	¥9,460	
		尿路系(尿袋等)	ぼうこう機能障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。	1カ月	¥12,430	
	洗脚用具	直腸機能障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者。ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。	6カ月	¥13,200		
紙おむつ等	紙おむつ	下記の①～②のいずれかに該当する者で、常時必要と認められる者。ただし、原則3歳以上65歳未満の者。 ①高度の排便・排尿機能障がいがある者。 ②脳原性運動機能障がいがある者で、かつ意思表示が困難な者。	紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生的なもの。	1カ月	¥13,200	
	収尿器	ぼうこう機能障がい2級以上の障がい者で、排尿の調節ができない者。 ただし、障がい児の場合は、原則3歳以上の者。	身体に固定して尿をためておくもの。	1年	¥7,700 ¥8,500	
居宅生活活動補助用具	居宅生活活動補助用具	下記の①～③のいずれかに該当する者で、住宅改修が必要と認められる者。 ただし、障がい児の場合は、原則学齢児以上の者。 ①下肢、体幹機能障がい3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい障がい2級以上の者。 ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級以上の者。 ③指定難病患者で医師の診断書等により、当該用具の使用が必須である者。	障がい児・者又は難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	原則1回	¥200,000	

注 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい2級以上の障がい者は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者に準じて取り扱うものとする。
2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
3 ここで記載されている難病とは、厚生労働省が定める障害者総合支援法の対象となる難病を指す。